

◇国際会議報告◇

IFRS-IC 会議（2024 年 9 月）出席報告

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計研究会委員

IFRS 解釈指針委員会委員

ASBJ 保険契約専門委員会専門委員

辻野 菜摘

1. はじめに

2024 年 9 月 10 日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」という。）がロンドンでの対面とバーチャル併用で開催された。筆者は初めての参加だったが、スケジュールが合わずバーチャルで参加した。筆者の他、数人がバーチャルでの参加だった。

2. 全体のスケジュール

議題は、アジェンダ決定案に係わる件が 2 件。①他の企業の債務に対して発行する保証契約（Guarantees issued on obligations of other entities）、②授業料から生じる収益の認識（IFRS 第 15 号、Revenue from contracts with customers）。他に③無形資産および排出物価格設定メカニズム（Pollutant Pricing Mechanisms）、④IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューに向けた意見交換であった。

3. 議事概要

①に関しては、現状の原則および要件は多様な保証契約にどの会計手法を適用するか決めるのに適当な基準といえるため、基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定的に決定した。多くの委員がどのような形態の会社の契約かではなく、契約の性質によって判断すべきである点を強調していた。詳細な表現についての委員からのコメントはあったが、反対意見は限定的だった。筆者も本決定に同意した。コメント受付期間は 11 月 18 日まで。

②に関しては、本件は広範な影響はなく、かつ異なる手法をとる例が多いわけでもないため、基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定的に決定した。学位を授与する教育機

関が上場会社として IFRS を採用するケースは極めて稀であり、特に異論はでなかった。筆者も本決定に同意した。コメント受付期間は 11 月 18 日まで。

③は、無形資産および排出物価格設定メカニズム（Pollutant Pricing Mechanisms）に関して IASB がワークプランにどう取り組むべきかについて IFRS-IC 委員は意見を求められた。このような実務は初期段階であるとほとんどの委員が認識しながらも、財務に大きな影響は及ぼしていないが、会計手法は多様であることに危機感を示す意見が多かった。また、各国が会計上の扱いを決定し始めているが、異なる扱いが世界に広がる前に、IASB としての方針を決定することが望ましいのではないかという意見が多かった。筆者も各国が指針を策定するのにガイダンスとなるべきものを IASB が遅れることなく策定するのが望ましいのではないかと意見した。

④IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューに向けて、IFRS-IC 委員の IFRS16 に対する評価、コストベネフィット、レビューで質問すべき事項等について意見交換をした。財務諸表利用者委員は筆者のみだが、多くの委員が比較可能性が高まったと認識し、コストを上回る便益を認識しており IFRS16 に肯定的だった。セール・アンド・リースバック等に再考の余地がある点も指摘された。筆者からは日本で注目されているサブリースへの簡便法の導入について問題提起した。

4. 次回の予定

11 月 26 日開催。サンクスギビングの直前であり、26－27 日の 2 日間の予定が 1 日となった。